

平成31年第1回上三川町議会定例会会議録

平成31年3月6日（水）

3 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

| | |
|------------|------------|
| 第1番 篠塚 啓一 | 第2番 宇津木宣雄 |
| 第3番 海老原友子 | 第4番 神藤 昭彦 |
| 第5番 小川 公威 | 第6番 志鳥 勝則 |
| 第7番 高橋 正昭 | 第8番 稲川 洋 |
| 第9番 勝山 修輔 | 第10番 津野田重一 |
| 第11番 生出 慶一 | 第12番 稲見 敏夫 |
| 第13番 松本 清 | 第14番 稲葉 弘 |
| 第15番 石崎 幸寛 | 第16番 田村 稔 |

2. 出席議員は、次のとおりである。

| | |
|------------|------------|
| 第1番 篠塚 啓一 | 第3番 海老原友子 |
| 第4番 神藤 昭彦 | 第5番 小川 公威 |
| 第6番 志鳥 勝則 | 第7番 高橋 正昭 |
| 第8番 稲川 洋 | 第9番 勝山 修輔 |
| 第10番 津野田重一 | 第11番 生出 慶一 |
| 第12番 稲見 敏夫 | 第13番 松本 清 |
| 第14番 稲葉 弘 | 第15番 石崎 幸寛 |
| 第16番 田村 稔 | |

3. 欠席議員

第2番 宇津木宣雄

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|-----------|-------|------------|-------|
| 町 長 | 星野 光利 | 副 町 長 | 隅内 久雄 |
| 教 育 長 | 森田 良司 | 総務課長 | 田中 文雄 |
| 企画課長 | 枝 博信 | 税務課長 | 伊澤 幸延 |
| 住民生活課長 | 星野 和弘 | 福祉課長 | 田仲 進壽 |
| 健康課長 | 梅沢 正春 | 保険課長 | 川島 信一 |
| 産業振興課長 | 石崎 薫 | 都市建設課長 | 伊藤 知明 |
| 建築課長 | 川島 勝也 | 上下水道課長 | 小林 実 |
| 農業委員会事務局長 | 小池 光男 | 会計管理者兼出納室長 | 吉澤 佳子 |
| 教育総務課長 | 枝 淑子 | 生涯学習課長 | 星野 光弘 |

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15人です。

なお、2番宇津木宣雄君から欠席の届け出が提出されていますのでご報告いたします。

(欠席議員 2番 宇津木宣雄君)

○議長【田村 稔君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、8番・稲川 洋君の発言を許します。8番、稲川 洋君。

(8番 稲川 洋君 登壇)

○8番【稲川 洋君】 それでは、通告に従いまして、私は3点の一般質問をいたします。

まず第1にですね、生沼家住宅等の活用方策について。これ、第1番目にですね、先ごろ発表されました、町内中心部にある生沼家住宅等の町への寄附について質問したいと思います。

1つ目、寄附を受けた生沼家住宅等の今後の活用方策について、町の考えはあるのか。

2番目としまして、生沼家住宅等を吉澤 章氏の折り紙作品などの展示施設として活用することについて、それについての考えはないのかということを質問したいと思います。

簡潔明快に答弁をお願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

(生涯学習課長 星野光弘君 登壇)

○生涯学習課長【星野光弘君】 ただいまのご質問の1点目にお答えいたします。

国登録有形文化財生沼家住宅店舗及び主屋、国登録有形文化財生沼家住宅土蔵は、戦前の上三川を代表する商家であり、周辺地域の商業集積地として栄えた大字上三川地域の当時の様子を現在に伝える貴重な文化財でございます。当時の町中心部の角地に建ち、街路景観を形成し、際立った存在であります。

活用方法につきましては、保管された資料等の整理を進めながら管理及び利活用について検討を重ね、国登録文化財としての価値を生かした活用を考えていくところでございます。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

現在、吉澤 章氏の折り紙作品は、町立図書館、中央公民館及びいきいきプラザにおいて、一部ではございますが常設展示をしております。町内外の多くの来場者にごらんいただいているところでございます。

折り紙の展示に関しましては、光を遮るなど、展示方法に配慮する必要があることから、展示場所が

限定されているところでございます。しかしながら、上三川町出身の吉澤 章氏は日本の折り紙を独創的な芸術の域に高められた国際的な創作折り紙の第一人者であります。今後、寄附を受ける生沼家住宅等での展示について、有効な活用方法として検討してまいります。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 折り紙については展示する方向で考えるっていう認識だと思うんですが、第1番目の質問でもお話ししましたように、生沼家住宅等の管理と利活用についてですね、具体的にはどのようなことを考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 管理と利活用についてですが、現在のところ具体的な考えはない状況でございます。管理という点については、除草、管理等、業務委託になるものと考えております。建物の管理に当たっては、人を配置することでの人件費の問題等、費用の関係もありますことから、ほかの文化財にもあるようなボランティアとの協働による日常管理などの管理方法も考えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 国のもので、登録文化財を町に寄附いただくっていうことを、今回のケースにつきましても極めてまれなことだと思われまます。そこで、寄附をしていただいた方、旧生沼家の関係者ですが、この方たちの意向を十分に斟酌しながら、町内部での検討はもとより、専門的な知見を有するコンサルタントなどの意見も交えつつ、有効な方策をとっていくべきではないかと思いますが、その辺について町はどのように考えるでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。寄附者からはですね、今後の利活用について特に条件等はつけられていないところでございまして、コンサルタントの活用などは有効であると思えますし、上神主・茂原官衙遺跡の整備検討委員会、現在設置されておりますが、そちらのほうには歴史建築学の研究者の方もいらっしゃいますので、そのようなつながりを生かしながら有効な方策のほうを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それではですね、やはりせっきくの史跡、文化財としての大切なものですから、そういったいろんなところでですね、全国各地でそういった事例を手がけていたコンサルタントの方、そういった方をですね、ぜひ有効に活用して、せっきくのものを100%活用できるような感じでやっていただければいいかなと思います。

それとですね、この旧生沼家住宅等につきましては、町の中心部という地の利を生かしてですね、例えばいきいきプラザから城址公園までの史跡めぐり、これはどちらもですね、生沼家住宅も上三川の城址公園も、城址もですね、史跡として非常に有用なものなので、いたずらに植栽をしたり形状を変更

することなく利用すべきだと思いますけども、そういった意味での史跡めぐりや町内にある神社仏閣、そういったものの文化財めぐりなど、町内散策の拠点、あるいはですね、健康づくりの一環として軽いウォーキングやまち歩き、そういった拠点としての利用も考えられると思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。そうですね、おっしゃるとおり、生沼家住宅、近代の上三川の中心十字路というところに位置しておりまして、道を挟んで南側にも昔の道しるべですね、そんなものなども残っております。

現在ですね、七福神めぐりとか史跡めぐりに際しましては、生沼家住宅を外観から見学して見たりとか、そのようなことも行っているところをごさしまして、寄附を受ければその生沼家住宅、休憩場所として利用するなどできますし、これらの施設めぐり等のルートの1つの目玉になるのではないかといいことで考えるところをごさします。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ぜひですね、そういったルートの1つ、ほんとに極めて重要な拠点として活用していただきたいと思います。

折り紙の話に戻りますけど、吉澤 章先生の折り紙作品につきましては、大変失礼な言い方をして申しわけないんですが、ご遺族の方がですね、ご高齢のこともあり、近年東京にあります紙の美術館や三島市の佐野美術館などにその作品類が寄贈されております。それが相次いで寄贈されております。この生沼家住宅等ですね、寄附をですね、町が受けることによって、それをきっかけに作品の収集展示を行い、今まで以上にですね、収集展示を行い、折り紙のふるさと上三川町にふさわしい保管展示施設としての一部を活用してもよろしいんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。今現在、町では北小学校の空き教室を収蔵庫ということで、作品のほうですね、吉澤先生の作品を保管しておりますが、作品の展示場所についてはいきいきプラザなど、芸術作品の展示場所としては不十分な場所をごさしまして、議員おっしゃるとおり、必ずしも吉澤先生のご遺族の希望に沿えるものではないと考えております。ご遺族の方は、先生の故郷であるこの上三川町、非常に大切に思ってくださいっていらっしゃるのですが、残された作品の大部分、上三川町に寄附すると展示活用されることがなくなってしまうのではないかというご心配もされてるようです。そういったことで、結果として東京都北区の折り紙博物館や静岡県三島市の佐野美術館、こういったところに作品が寄贈されているような状況にごさします。

そういったことから、今回ですね、生沼家住宅の一部に保管展示施設、それを整備しまして、町としての姿勢をご遺族に示すことができれば、寄贈作品もふえるのかなということで考えております。そして、それが町民の方にも展示することは非常に有意義なことと考えてるところをごさします。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 今、生涯学習課長の答弁にもありましたようにですね、ご遺族の方が非常にふるさとの上三川っていうこと、吉澤 章先生のふるさとの上三川っていうものに対して熱い思いを抱いてるっていうことは、例えばですね、紙の博物館なんかを訪問した上三川町の方については、必ずお礼のはがきとか年賀状を寄せてくれると。それを1つとってもですね、すごく思いは高いんじゃないかということなんで、そういったご遺族の思いをですね、有効に生かすような形で検討していただきたいと思えます。

また、生沼家住宅等ですね、活用方策を検討する際には、担当課として例えば棟方志功の直筆画や、近傍にはですね、武者小路実篤などの作品群を収集保存している家もあるので、ぜひ事前にそういったさまざまな情報をあまねく収集して、また、町内在住の画家の先生方の作品類の展示や、文化協会とも十分に協議しながら、町民の方のいわゆる文化祭で展示されるような作品を、そういった発表の場として展示施設として活用することについて、町としてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。今のお話、非常に有効な活用方法の一つかと思えます。ただ、これには所有者の協力というものが需要でございまして、その辺のところがちよっと課題になるのかなということは考えます。そうですが、町の文化振興、そういった面で大変有意義なことであると思えますので、企画展の開催など、考えていければなということだと思います。

以前にこういう貴重な作品等の展示について議員からご質問いただいたときに、ハード面の整備がちよっと難しいということでの答弁をさせていただいたかと思えますが、今回ですね、このような寄附、受けましたので、そういった点で一步前進というか、展示対応できるような形で検討していければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 この生沼家住宅等につきましてはですね、文化振興の点、そういったことばかりじゃなくて、町の観光の拠点、町のPRの拠点としても活用できると思えます。そういった複合的なですね、利用をしていくために、今後商工会や関係機関と十分な協議をすることについて、町の考えはどうでしょうか。これ、産業振興課長にお願いしたいんですが。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 はい。生沼家の住宅等については国登録の有形文化財となっております。また、町の中心市街地に存在してるというような状況になってございます。こうしたことではその活用方法によりましては、本町の貴重な観光資源として、また、中心市街地の活性化に向けまして有用な存在になると考えておりますので、その活用方策等については関係する課と連携、調整を図る中で、観光協会や商工会からも意見を聞くなど、十分に協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 いずれにしましても、現在の観光協会として利用してる建物につきましては、老朽化して危険であるってことは商工会のほうからも伺っております。そういうことですので、そ

ういったことも踏まえながら効果のある活用方法を打ち出していきたいと思います。

今回につきましてはですね、不可能であるって以前から言われていた事業だと思えます。それがですね、ここ連続してですね、小学校のエアコン設置、昨年の新産業団地計画、昨日の質問にもありましたように広域交通、そして今回の生沼家住宅等の寄附と、従前ではほんとに不可能だと思われてたこと、そういった施策を次々と実施されたことにつきましては、職員の皆さんのご努力が大なるものだと私は深い敬意をあらわしつつ、第1点目の質問を閉じたいと思います。

第2点目といたしましてですね、先ほどもちょっと触れたんですが、町の身近な広報・PRについて質問させていただきます。

転出された方や退職によって町を離れる方に対して一定期間町の広報を送付して、身近なところで町のPRをお願いするような考えはあるのか。改めてお願いするってことじゃなくてですね、これは自然な形で、町の話題を近所の人にお話ししていただくことによって、自然にPRがされるっていうような意味でのPRでございます。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

広報かみのかわは、町民の皆様への情報収集のするですね、ツールの一つとしまして、昭和31年11月に創刊されました。その後ですね、B5サイズの冊子形式での発行や、表紙へのですね、写真使用など、幾度かですね、見直しを経まして、現在のようなA4サイズの冊子となっております。創刊後ですね、町の合併記念号やさまざまな出来事、人物や取り組みなどを記事として取り上げ、本町の歩みを残すための貴重な記録となっております。

また、広報かみのかわをですね、より多くの方々に読んでいただく取り組みとしましては、町内にありますコンビニエンスストアや石橋駅に配布コーナー、これらを設置しまして、町民の方以外の方にもですね、手にとっていただけるようにしてございます。さらにはですね、町ホームページや民間事業者が行っている自治体等の広報を集めたサイトでございますイーブックス、また、スマートフォン用のアプリでありますマチイロからも広報を閲覧できるようになってございます。

議員ご質問の、本町に在住された方がですね、町を離れ、新たにお住まいになったところで広報紙をもとにPRをしていただくということは、より多くの方々にですね、本町のよさを知っていただき、また、本町をPRできる有効な手段の一つと考えられます。

しかしながらですね、それらを郵送するとなりますと、個人情報の取得であるとか、送料などがかかるということで、幾つかの課題があるとも考えられます。そのためですね、今後広報紙を郵送することも含めまして、町で設置してございます広報委員会、こちらでも取り上げ、調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それではですね、確かにただでは送れないものですから、全部が全部は無理だと思えますが、現在ですね、町外に町の広報紙を送付している箇所と部数はどのくらいになるのか、把握してる部分で結構ですのでお答えをお願いします。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 町広報をですね、郵送しております町外の箇所でございますが、新聞社やテレビなど、各報道機関ですね。それとあと、友好都市結んでおります大洗町など、それとあとは近隣の自治体などを含めまして65カ所、部数にしまして68部となっております。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 送るためにですね、その郵送料、そういったものについては通常料金か、または、制度を利用したの割引料金なのかお知らせいただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 町外68カ所のうちですね、3カ所が2部、残りの65カ所は1部を送っております。普通郵便にて現在郵送しております。

大きさだとか重量、郵送通数ですね、これらによりまして郵送料っていうのは決まっております。このためですね、議員おっしゃるようにゆうメール、これらを利用すれば割安で送れるのかなということも考えてございます。郵送料が安くなる場合は、今後そのような方法を取り入れまして郵送してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 転出される方、これ、世帯の代表者に送付するその数はですね、庁舎内の連携である程度把握できると思います。また、公的機関やですね、企業などを退職されて上三川から離れる方については、退職された後もですね、広報紙を送付すること、そういったこと、もしくは先ほど答弁にありましたように、スマホのアプリで全部の広報紙が見られると、そういったことも周知しながらですね、送るなら希望者だけに送付する形式にすればいいと思います。また繰り返しになりますが、経費がそれで大変だということならば、スマホとかネット上で閲覧できるんですよと、そういった周知をしてですね、町のイメージアップ、少しでも高めるようにつなげていただきたいと思います。

それで、以上で第2番目の質問を終了させていただきまして、続いてですね、第3点目としまして、各種イベントの実施について。

これについては、ご承知のように体育センターの改修工事に伴って、敬老会や成人式等の各種イベントの開催について、町としてはどのようにについて考えてるか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

体育センターの改修工事は、平成31年、2019年10月から平成32年、2020年9月末までの1年間を予定しております。このことから、体育センターで毎年実施している各種イベントについて、1度は会場や実施時期の変更が必要となります。会場の変更等については、実施主体の各課においてイベントの内容はもちろん、来場者数を勘案しながら代替案を考えることとなります。

ご質問にありました成人式については、現在、平成32年、2022年については上三川小学校体育館を会場に実施することで調整しております。また、来年度敬老会につきましては、工事期間前に開催

を予定しております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それではですね、ただいまの答弁にありましたように、成人式の2020年度以降の開催については従前のおりの開催で行うとの認識でいいのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい、議員おっしゃるとおり、2021年の1月ですね、こちらの開催からは従来どおりの体育センターでの開催を考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 成人式を開催するに当たってですね、関係機関との協議、これについては決してですね、町のそういった事情はあるにしても、決して一方的にならずに丁寧な説明と議論を重ねて実のある成人式にしてほしいと思いますが、どのような協議をするつもりでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。関係団体と申しますと成人式の実行委員会ということになるかと思いますが、そちらのほうですね、実行委員会につきましては成人式のその年度ですね、年度に立ち上げるということになっておりますので、そういった中で成人の皆さんのご意見等、いただきながら、内容のほうを詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 成人式についてはわかりました。

それでは、敬老会ですね、2020年度以降の開催についてどのような計画を持っているのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 はい。敬老会招待者であります75歳以上の人数は、2025年に向けて増加が見込まれており、体育センターでは収容し切れなくなることが予想されます。そのため、対象者の年齢の引き上げや開催形式の見直しなど、何らかの対策が必要であると考えております。

そこで、県内の市町の開催状況を調べましたところ、市町主催で行っているのは6市町、うち3市町については見直しを検討しております。また、19市町においては地域や自治会等で開催される敬老会に補助金等を出している状況でした。上三川町でも同様のことを考えてるところでございます。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 明確には現在のところ決まっていってということですね、そうすると。それではですね、それについて主催者側のメリットとかデメリット、キャパシティーの足りなくなるとかそういったことも大切なこととは思いますが、ご高齢の方、そういった方の望まれる方法でですね、敬老会を実施する、そういったことが必要だと思いますけど、ご高齢の方のご意向についてはどのように把握して、どのように反映していくつもりでしょうか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 敬老会は現在75歳以上の方を対象としておりますが、一概に75歳以上の方といっても80歳の方、90歳の方、それぞれの年代の方によってまた考え方が、違うと思います。また、地域によってさまざまなご意見、ご要望があると思います。

町で現在、くろね会議という、民生委員、住民、社会福祉協議会、行政、在宅介護支援センターなどが地域課題について話し合い、地域に足りないものの発掘や、地域で困っている人を助ける等、具体的な活動につなげる話し合いの場が各小学校区単位で設けられております。地域から吸い上げられた高齢者の意見をもとに、この中で話し合っていければと考えております。さまざまな高齢者の意見を丁寧に聞き取っていければと考えております。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 そういった形ですね、十分に、十二分に地域の方、ご高齢の方、そういった方のご意向とか要望をくみ上げてですね、実施するに当たってはそれとともに社会福祉協議会や地区社会福祉協議会はもとより、自治会長の皆さんや福祉団体など、そういった関係団体とですね、丁寧な議論と説明を積み重ねて、そういった提案がですね、行政からの提案が唐突感がないように、新しい時代にふさわしい実りのある敬老会を創造していただきたいと思っております。

さて、またですね、ことしも3月の声を聞くようになりました。職員の皆さんの定年退職の時期となりました。真摯な勤務態度によって定年まで勤め上げられたことに敬意を表したいと思います。今後はそれぞれの立場でこれからも町の向上と発展に努められることをお願いして、私の質問を閉じさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時48分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 8番・稲川 洋君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 たびたび同じような質問なんですが、私は納得がいかないものですから、また同じような質問で失礼だと思うんですが質問させていただきます。

1つ目は、道路関係の予算の執行についてお伺いしたいと思います。

1つ、都市建設課における27年度から29年度までの道路関係予算は幾らか。また、そのうちの執行額、執行率及び施工状況、場所ですね、延長などはどのようになっているかお聞きしたいと思います。

2つ目として、工事の優先順位と施工箇所に関連性はどのようになっているか。施工箇所は優先順位のとおりののかどうかを改めてお聞きしますので、明快な答弁をお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

道路関係予算であります道路橋梁費につきましては、平成27年度の予算額は3億529万9,000円で、決算額2億5,838万640円、繰越明許費4,500万円を除く執行率は99.3%であります。平成28年度は、予算額3億2,941万5,000円で、決算額3億2,377万2,965円、執行率98.3%であります。平成29年度は、予算額3億2,561万8,000円で、決算額2億9,451万16円、繰越明許費2,765万円を除く執行率は99.8%でありました。

次に、施行状況につきましては、主に道路維持費及び道路新設改良費に係るものとして、平成27年度は37件で工事延長4,607メートル、平成28年度は27件で工事延長3,787メートル、平成29年度は36件で工事延長3,114メートルでありました。

次に、2点目についてお答えいたします。

要望路線における工事の優先順位と施工箇所につきましては、緊急性、公共性、投資効果等を勘案した評価を行い、優先順位を決定した上で、計画的かつ効率的な執行に努めております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ご答弁ありがとうございました。

私は今、総額で町長がおっしゃったので、私なりに調べたことを言いますと、27年、28年、29年の道路の新設費用は3億1,278万9,000円でした。それで維持費や何か全て賄っておりますが、この道路の新設にこれだけの大金を使ってですね、都市計画税を払っている道路の修理を、6年間もたってもいまだに優先順位ができないのかどうか分かりませんが、その道路は学童の通学道路であります。子どものことを一番に、いろんなところで少子高齢化が騒がれていて、子どもを大事にしましょうということを盛んに行政は言っているにもかかわらず、この道路がいまだにできておりません。それで、優先順位、公共性、いろんなことがあると思うんですが、なぜこんだけの予算があつてその道路の新設ができないのか、私は納得がいかないのでこう質問をしているというところなのです。

維持費、道路維持費で6億4,000万も3年間で使い、何キロの整備をしたかお答え願えますか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。ただいまのご質問の中で、維持費として議員のほうの6億円を使ったというふうな質問内容でございますが、6億円というふうな工事費の根拠がどのようなものなのか不明でございますので、議長、内容の確認をお願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 その中で私がそうだというふうに、情報公開じゃないと都市建設からは何の書類もいただけないので、情報公開で得たのを調べて私は言ってるつもりなんです、道路維持費が27年度は1,169万5,100円、新設が897万5,000円、道路整備が634万2,800円、これは27年度です。28年度も言いますか？ そうすると時間がなくなっちゃうんですが、あなたがくれ

た書類からこれは道路維持費、新設、道路維持費をはじめたものですが、間違っただけのものを出されているのですか？ この合計が6億4,576万9,000円となりますがどうなんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 議長、すいません、再度確認のほうをお願いしたいと思います。

今、議員が申された数字では、6億円というふうな数字の根拠にはならないと思います。正確な数字の説明をお願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私の質問時間を短くするつもりで言ってるかどうかわかりませんが、後日この調べたものを差し上げますので、間違ってるなら間違ってるというふうに言ってください。

この中で、私が何度も言ってるように、雨水処理ということで側溝に水が流れる、それを側溝の掃除をしないから水があふれるんですよ、そのために都市計画税を使って処理場をつくったり何かするのはちょっとおかしいじゃないですかということで調べましたら、その予算の中で上三川地区の側溝整備は987万1,200円でした。やった距離は289メートルでした。これで、この道路の中からこれだけのものやっていくとすると、あと何年都市計画の側溝の掃除はできるとお思いでしょうか、お答えください。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。ただいま議員が申された側溝整備の事業費、延長等、工事費、工事台帳のほうから議員のほうは申し上げてる内容だと考えます。そちらにつきましては平成27年から29年度の工事台帳のほうの閲覧を議員がなされまして、そちらのほうの道路維持工事費の中の側溝整備工事の件数、延長等を申し上げているものと推測いたします。

道路維持費で行います側溝整備工事につきましては、側溝の清掃ではなく側溝を新しく設置するもの、また、側溝の修繕をする工事費となつてございますので、側溝の清掃等につきましては維持管理費のほうで行ってございますので、側溝の清掃の維持管理につきましては、今年度より予算化をいたしまして計画的に進めていくということで進めているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、側溝整備というのは、あなたが言うのには修繕と修理なんだ、ですから掃除はしてないんだということじゃ、今まで側溝は全て修理だったってことでよろしいんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。先ほども申しましたとおり、議員が工事台帳により調べました道路維持費の中の側溝関係の工事に関しましては、側溝整備または側溝修繕の工事内容、工事請負費、予算科目で行きますと15節の工事請負費の工事内容の台帳というふうになってございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあお聞きしますが、課長からいただいていることは私の言ってることと違うものが情報公開で出てくるということなんですね。よくわかりました。それじゃ、今度それを出し

てもらおうのに行こうと思います。

じゃあ、次にも課長に聞きますが、これで側溝にある雨水ですか？ の整備というか修繕はどのくらいでなくなるのでしょうか。その計画を出したことをちょっとお話ししていただけますか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。ただいまのご質問の内容は、側溝の清掃はどのくらいかかるのか、町内の側溝の清掃を計画的に行う場合にどのくらいかかるのかというふうな質問の内容だと思いません。

そちらにつきましては、側溝については町内に、側溝延長は町内に約255キロの側溝延長がございます。そちらのほうの側溝の清掃というものにつきまして、今現在何年かかるかというようなことにつきましては、現在そのようなものは持ってございません。側溝で支障がある側溝、危険な、災害等に危険になるような側溝から年次予算の範囲内で少しずつ側溝清掃を進めていくというようなことでの計画でございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 都市計画税を徴収している側溝の整備が255キロもありますか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問の内容が不明ですので、詳細な内容の確認をいたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それではちょっと肝心なことを聞きますが、平成29年か30年の予算で、要望の出ない道路の修繕、修復をしたことは、課長、ありますか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。道路整備等につきましては、自治会から要望があった路線のみの工事を行ってただけではございません。当然、自治会等から要望がなされていない道路事業についても、町の総合計画に基づき、まちづくりのために必要な幹線道路の整備、または、当然、舗装とか路肩の補修で危険性がある工事につきましては、要望が出されていない、自治会から出されていない事業についても計画的に実施しているところでございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私は以前、課長に聞いたのは、「自治会の会長から要望書が出たものが年月によって予算化して、5年以内です、6年以内ですというふうに言って待っていただいております。決して腕、顔の工事はない」というふうに聞いておりましたので、あえて今聞いてるんですが、そういうことはありませんね？

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 先ほど答弁したとおりでございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それではお聞きしますが、議長、ちょっとお伺いしますが、議場内で…

○議長【田村 稔君】 私に質問はありません。

○9番【勝山修輔君】 質問じゃなくしてお尋ねしますが、ここの場所で偽証のものを言ったときはどういことになるんでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長【田村 稔君】 質問……。一般質問中でございますので、それは休憩時間なり何なりに私のところに来てください。

○9番【勝山修輔君】 そうですか、わかりました。

それじゃあ、私は峰町ですね、自治会長に先日聞いてきましたら、「ここ、修繕したというんですが、要望書、出しましたか」と言ったら、「要望書は出てませんし、書いた覚えもありません」で、その町道は4-226号線だというのを課長は知ってますか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。先ほどの答弁と重なるかと思いますが、道路整備につきましては、自治会から要望が上がった工事のみやってるわけではございません。道路の修繕等の要望につきましては、個人の、常に個人の方から等ですね、直接数多くの要望、苦情等が寄せられてございます。

そういうふうな中で、その要望内容、苦情等の内容がですね、当然、事業化、予算がかかって事業化するものにつきましては、個人ではなく自治会を通して要望書を提出していただきたいというようなことをお願いしてございます。そのほか、苦情等でですね、早急にできる、費用もかからなくて早急にできるものにつきましては、道路維持費の急派修繕としてですね、スピード感をもって対応していると、そういうふうなことで行ってることでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 課長、これ、私がね、何メートルをやったか、どこの業者だかっていうことまで調べないとだめ？ ここで言わないと。やったということは事実なんですから、事実は認めるべきですよ。それでそれがね、どういうことであってかというのは、町長、これはよく聞いてください。自治会からの要望、その優先順位、危険性、公共性、全てだというんですが、この4-226号線ってどこにあるか、町長はご存じないでしょう？ 緊急性のあるような場所でもないし、そこには4軒の家があるだけの道路なんです。それを舗装したかしないかといって聞いてるんです。ですから、私が前に話したとおり、腕だの顔だのはないんですねと言ったんです。たまたまこういうことが出てきたから、調べて話してるんです。これ、虚偽だと思うんですよ、今、答弁は。

私が、議員の私がここは4軒のうちしかない道路をやりましたかといって聞いてるわけですよ。やった事実があるから聞いてるんです。自治会に行って聞きました、要望は出しましたかと。「要望したことも知らなきゃ、工事したことも知らないよ」と。でも、工事したのはその近所の人には知ってるわけですよ。そういうことをやっていてですね、公明正大にやってるんだとか。

○議長【田村 稔君】 勝山議員に申し上げます。先ほど課長の答弁は、要望はしてないけども実施はしたということで、虚偽に認めないとかそういう話は都市建設課長はしてませんので。

○9番【勝山修輔君】 いや、ですからそこはね。

○議長【田村 稔君】 言葉を改めてください。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、緊急性があるような場所じゃなかったんですよ。私が毎日歩いてんで

すから。歩いてない道路をあそこ、やっただろうって言ったって、それは通らないんです。私が歩くところなんです。そこがいつの間にか工事をしてるわけです。だから聞いたんです。これ、私は町長、課長の独断と偏見でつくったとしか考えられないんですが、そこです、公金が出てたと、業者に、払い終わってるとしたらどういうことになるんですか。ちょっと答弁してください。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。ただいまの峰町の案件について、本来であれば自治会、ここの要望内容等なので答弁は差しつかえたいところですが、ちょっと簡潔に説明させていただきたいと思います。

峰町自治会からは、町に要望書が平成28年度に出されてございます。そちらにつきましては、側溝整備、道路改良等の要望事項でございまして、そちらにつきましては町の評価基準に基づきまして優先度は中位というような評価をいたしまして、おおむね5年以内に整備をいたしますということで自治会長のほうにはそのように年度末に申し上げて、自治会からでも自治会の納得をいただいているところでございます。そちらの要望箇所につきましては、現在計画的な執行を検討してございます。

もう1点、ただいま議員から言われました町道4-226号線の舗装修繕でございまして、こちらにつきましては平成29年度に付近の住民の方から、道路に雨水がたまると、非常に困っていると、そういうふうな苦情等が寄せられました。そういうふうな中で、先ほど申し上げましたとおり、急派修繕というふうな形の中で早急な対応をしたということでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あのね、課長、要望書が出てなくて、おおむね何年かかるよと言っていたものが、その方が言ったからやったからってということじゃないんです、私が言ってるの。そういうことはないほうがいいでしょう？ ね。そういうことは毅然とした態度であなた方はやってるんだよと言って私たち議員に説明してるわけだから、それがたった1人の人が言ったら工事がやっちゃったんだから。素直に認めて自治会に行って、要望書、後からでもいいですから出してくださいとかって言うべきことでしょう。

私が調べて知らなかったらうやむやになって、ずっと真っ暗なところにいたんじゃないんですか？ それをさも危険性があったとか、雨水がたまってたとか、町長、雨水がたまってる、下水が詰まっているのは、この旧町内はどこでもありますよ。町長が毎日歩いてくるところだって、草や木が生えてんですよ、側溝から。そうでしょう？ それを誰かが言ったら優先順位が狂ってやったということに問題があるんじゃないでしょうか。緊急性って、緊急性があるかないか、私はある程度わかるもんですよ。そんなんも知らない、ごまんと並んでるはずですよ。そういうことを行政がやっちゃだめですよ。じゃあ、言ってることがうそだってことになっちゃうじゃないですか。優先順位があるんだ、危険性があるんだ、公共性があるんだと、あなたたちは詭弁だよ、詭弁。きれいごとで言ってるだけで、実際はこういうことが起きてるってことなんですよ。それを自覚してくださいってことなの。

それで、私何か提出すれば、情報公開です、情報公開。私は情報公開するために1,000円も2,000円も払ってんですよ。そして調べた結果、あなたの言うことは違いますよというんじや、

私の言ったもの、出せばいいじゃないですかってことになりませんか？ このことは後日、もう一度お話し合いをしましょう。議会で私、時間がなくなっちゃいますから。

それでは、2つ目に移りたいと思います。

関連性はありますが、都市公園の環境整備等についてお伺いします。ちょっとたくさんあるものから、早目に言います。

1つ、観光資源の一つであります上三川城址公園の景観向上のために、美しい花を咲かせる庭木の、植樹する考えはあるか。

町民の景観上のために公園の花木の寄附を申し出たが、どう対処したのか。

今後、観光資源としてどのように上三川城址公園を活用していく考えがあるのか。

大通り公園にからくり時計は誰が時間を知らせるためにあるのか。

5番目、からくり時計を有効に活用する手段の一つとして、多くの利用者がいるいきいきプラザに移設する考えはあるのかについてお伺いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

城址公園につきましては、歴史的遺産の面影を色濃く残しながら、水と緑の美しい環境の中で憩いと安らぎの場として利用していただける、町民の郷土愛を育む公園として整備をし、その土塁には桜、ツツジ、サツキ、アジサイなどの四季折々の樹木が植栽されており、1年を通して楽しめる花の美しい公園となっております。このようなことから、現在新たに花木等を植樹する考えはございません。

次に、2点目についてお答えいたします。

町への寄附の取り扱いにつきましては、上三川町寄附採納事務取扱要綱に基づき、公正かつ適正に執行することとしております。

次に、3点目についてお答えいたします。

現在、城址公園は、地元商店会による城址ナイトや、町、商工会による、かみのかわふる里祭りなどで利用されております。また、県で実施していますとちぎ健康づくりロードのコースにも指定されており、今後も観光資源として活用が図れるよう、PR等に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、5点目については、関連がありますので一括してお答えいたします。

からくり時計は県による上三川通り拡幅整備事業に合わせ、上三川通りのシンボリック役割を担い、上三川町が誇れる美しい景観をつくり出すモニュメントとして設置したものでございます。

現在、上三川通りでは町おこし夏祭りやゆうがおサマーフェスティバル、稚児行列などといった集客性の高いイベントが開催されております。からくり時計は訪れた方に時間を知らせるだけでなく、上三川通りのシンボルとして美しい景観をつくり出すモニュメントとなっていることから、上三川いきいきプラザへの移設の考えはございません。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ありがとうございます。

町の観光資源として我が上三川には何があるかと町長が思いで、また、何をつくってあげばPRにつながる、定住が活性化すると考えているかお聞かせくださいませ。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 観光資源っていつでも幅が広いですが、そういった公園施設等もそうですし、自然環境、それも町の観光として評価されるもんだというふうに思っております。

今後もそういった自然環境、または今ある施設の整備、修繕、そういったことに努めていきたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 よく上三川は、「車のまち 上三川」というふうにキャッチフレーズにしていますが、上三川の公園は、今聞きますが、どのぐらいの公園があり、どのぐらいの駐車場スペースがあると町長はお思いですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 公園の数、また駐車場の台数はですね、細かい数字までは把握しておりませんので、その数字は担当課長のほうからご報告申し上げます。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。町の公園の数でございますが、富士山、桃畑公園等の都市公園が35公園、都市公園以外の上郷公園、神主公園等が3公園ございます。

駐車場の台数の数でございますが、駐車場の台数の数までの把握はしてございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あのですね、1つの公園に10台から5、6台ってのが平均です。それで、多いところでも15台はちょっと無理じゃないかなというふうに思うんですが、何か公園に、35もある公園に何か特徴を持たせて、よく町長が言うマイレージの散歩だとか運動だとか、あの公園に行くとロウバイだよと、12月はとか1月はとか、あそこに行くと何々の花の公園だよとかっていう、35もあるものが一年中花が咲くようにすれば、これは本当に町の観光としてPRにもなるし、何にもなるんじゃないべかというふうに思ってるんですね。

そこで、この公園の管理費について、競争入札ということで業者に、課長、耳ほじくってんのは聞こえねえからか。俺、もうちょっと大きい声で言うか、耳が聞こえないんじゃあ。ね、総務課長。人の言ってるんだから、聞きたくなくても聞いてくれ。

27年度、富士山公園管理委託費、競争入札。競争入札はわかりますよね？ これが、やしま創苑、27、28、29、30。金額的には大体10万か12万円ぐらいの違いです。次に、石田公園、200万、やしま創苑。次が落合東光園。環境整備、神主公園、これが300万、270万、全部金額は言えるってば、時間なくなっちゃうんで言えないんですが、磯川公園が東光園、500万、400万、400万、400万、これは約500万に近い金額です。ゆうきが丘公園、香花園、300、400、400、500。競争入札で落としてる金額がどこを見てもみんな同じぐらいの額で、同じ人が落としてんです。

なぜこんなことを言うかという、どうせこんだけのお金をかけるなら、この造園業者に任せて、あなたのやりたいような公園をつくって、あなたはどこの公園は桜ですか、どこの公園は梅ですか、何ですかってやらせたほうが、1年間上三川町の公園は全て花が咲いてると私は思います。これだけの額を計算しますと、びっくりする額なんです。それで、これを坪数に直すと五千幾らです、坪。これがまた課長がね、間違ってるというかどうか知らないんですが、言われた坪数に金額を割ったもんですから正確なものではないかと思えます。これだけのお金をやると、合計すると物すごい莫大なんです。

これ、競争入札ですから、毎年違う人が落とさなきゃいけないんです。そうなるべきだと私は思うんですが、ほとんど同じです。大した差はありません。それで、落とす人がまた同じっていうんですから不思議でしょう？ 上三川町は、競争入札だから1個1個違うのがほんとなんですよね？ それが全部一緒です、この4年間。金額も大した変わらないんです。

これはね、もう入札なんていう手間をかけずに、1年間花の咲く町にしたほうがよっぽどPRになるんじゃないかというふうに思うわけです。そうすると、私がなぜこんなことを言い出したかという、あの公園はどどこがやってる公園だけど、見に行った人がよくなかったよといって町に投票ができたらもっとおもしろいんじゃないかと思うんです。そうすれば、見に行く人が、「何だ、花なんかちっとも咲いてねえじゃん、手入れが悪いな」とか、そういうことが切磋琢磨していい公園ができるんじゃないかと。どこへ行ってもうちの公園は木だけだと。花がない、実がない、同じ木ばかりだっているんですよ。それは造園者がやりいいからそういうふうにしてんじゃないですかというふうに私は思っちゃうわけです。

そうすると、これだけのお金を今合計するととてつもない額なんで、ここで言ってるほど暇がないんで、これ、後で差し上げてもいいです。これだけのお金をかけてやっているのに、落とす人が皆同じなら、この人にそっくりお任せしたらどうですかというのが私の提案なんです。それで、観光資源としてあなたの公園は何が上手ですかあったほうがよっぽど足しになんじゃないかと思うんです。これ、全て町民の税金です。その税金を使ってこんなことってあり得ますか、町長、どう思います？

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 公園に関してはですね、今までできてる公園を維持管理、草刈りですとか除草、そういった、毛虫とかが出るからその薬かけとかそういったことを町の管理として委託をしているというふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 町長、公園ですから虫が来ます、ハチが来ます、しょうがないんじゃないかと思う、自然のものですから。でも、花が咲かない公園はないですよ。町民が言うからそういうふうにお金がかかるんだって言うならば、町民にもわかってもらうような公園をつくるべきだと思うんです。これだけの多額なお金を使ってるんですから。車で行っても5台か10台だなんていうことを言わないで。

ですから、私は公園のことはこれだけのことを調べて私は言ってるわけですから、競争入札妨害だとかっていう話があるんじゃないかと、みんな落とす人が同じで、金額が同じというのは、これは言っちゃいかんのかな、**だろうっていったことになっちゃうんですよ、人が見ると。そうすると、これは皆

全て、俗語で言うと、みんなが話し合っでできるやつでやってんですかってことになっちゃうわけですから、そういうことのないようにひとつやっていただきたいと思います、この質問を終わります。

それで次に、私の念願のいきいきプラザについてお尋ねいたします。

いきいきプラザ工事について。

1つ、メンテナンス等の修繕工事における指定管理者と町の負担区分はどうなっているのか。

2つ目、指定管理者が行う工事の場合、どのような過程で見積もりとか全ての業者が決定するのかについてお尋ねいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

いきいきプラザの修繕は、いきいきプラザの重要な機能を維持するために行う計画修繕、緊急修繕業務と、その他の修繕に大別することができます。このうち、計画修繕、緊急修繕業務とその他の修繕のうち、1件当たり30万円未満の修繕業務については指定管理者の負担となります。

次に、2点目についてお答えいたします。

指定管理者が計画修繕、緊急修繕業務を行うときは、原則として3社以上から見積もりを徴集することになっております。施工業者は見積もりを徴集した結果、最も安い金額を提示した業者が請け負うこととなりますが、計画修繕、緊急修繕業務はいきいきプラザの重要設備に関する修繕業務でありますので、見積もりの内容や金額が妥当であるかの審査については町で行っております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私、1つ残してんのが、このいきいきプラザに関連するから質問しないでおきましたんで、重複するところは失礼します。

お聞きしますが、いきいきプラザの、岩村建設はいきいきプラザとどんな関係の会社ですか？

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい。岩村建設はサウナを設置したときの工事を請け負った業者だと記憶しております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、2つほど続けて聞きますね。2つほどちゃんと教えてください。

環境整備株式会社はどんな会社ですか？ 見積もりというものは提出先はどこなのでしょう？ 今回の工事の見積もりは、岩村建設が2回、環境整備が2回、鈴木屋木材が2回でした。これはお答えくれますか？

○議長【田村 稔君】 今回というのは何のお話ですか？ 今回の見積もりというのは何を？

○9番【勝山修輔君】 いきいきプラザの修繕の見積もりが、さきに言ったように、提出先はどこですかと聞いているわけです。それで、提出した人はこの3人ですかということを知っているんです。

○議長【田村 稔君】 意味わかるの？ 今回っていうのはいつの回だか何か。

勝山議員、今回……。

○9番【勝山修輔君】 ことし、今、先月のメンテナンスにかかった会社のことです。

○議長【田村 稔君】 わかります？

健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい。まず1点目の、環境整備がどのような会社なのかということについてはお答えできます。まず、環境整備につきましては、いきいきプラザの指定管理者の4社のグループのうちの1社でありまして、担当としましては施設の清掃、設備管理業務について担当ということになっております。

また、2点目のにつきましては、申しわけありません、もう一度ご質問のほうをお願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今回のメンテナンスの見積もりの提出先はどこでしょうか。町でしょうか、水泳振興会でしょうかと聞いてんです。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい。今回に限らずなんですが、計画修繕、緊急修繕につきましては、指定管理者が指定管理業務として行うということで、仕様書のほうに定められております。そのため、指定管理者がその計画修繕の発注者ということになります。そのため、見積もりを徴集するのも指定管理者ということになりますので、見積もりの宛名は指定管理者になっていても大丈夫だと考えております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今先ほど町長が言ったように、金額でもって違いますよと言ってるものですが、この見積もりが30万以下でしたら課長の言うとおりかもしれません、それ以上、100万も150万もかかるものはどこへ提出するんですか？

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい。先ほど申しましたように、計画修繕、緊急修繕につきましては指定管理者が指定管理業務として行うということになっております。そのため、指定管理者のほうに見積もりは出るようになっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、私が、課長ね、見積もりは水泳振興会宛てに出してくれということで、各自、岩村建設も鈴木屋木材も水泳振興会に出しに行きました。その出しに行った見積書は、環境整備に届けてくださいとあって、環境整備に届けました。それで帰りましたというのが答えでしたね。

そうすると、2社とも水泳振興会に見積もりを出して置いてきたところは環境整備でした。ところが、ちょっとおかしいじゃないですかっていうのを、私が情報公開でいただいたのには、環境整備だけは町長宛てなんです。見積もりが。それでこの水泳振興会の見積もり3通と、健康課に行って、金額の査定を建築課がしたと、こういうことなんです。何かおかしく、考えるところ、ありませんか？ 町長。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 業者がその宛て名をどういうふうにしたかっていうところまでは私も承知し

ておりませんし、それが間違いだったのか、なのかって、それも定かではありません。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 町長が知らないってことですから、よかったですよ。この見積りの高い金額を出して、それではまずいって安くなってくると、安い見積りを出したので、この2社の人はおかしいと。環境整備さんに見積りを持ってったら、環境整備さんがそれを見比べて安い見積りが星野さん宛てで出てきちゃうんですよと、町長宛てで。何か私らが見積りをとって、それでもって査定されてんじゃないかって、相手の話し合いしてんじゃないかという疑念を持ったということなんですね。

今度は、じゃあ、鈴木屋さん、もっと、税金ですからもっと安くしてつくっててくださいよということ、私、お願いしました。その見積りを持っていったところ、「もう発注したから、もうそれはできません」と、こういうことだったんですよ。それで、私は環境整備さんに、「発注はしましたか」というふうに聞きました。「とてもこのメンテナンスの日にちにできないのでやっていませんし、発注はしてません」と。私に課長が発注はしたと、そう聞いてるから、もうこれは受け付けてもしょうがないんですよと言ったんです。ところが、私は環境整備さんに聞いたらば、「こんなのとてもできないので、保留になってますし、発注はしてません」と、こういうことなんです。こんなことがあり得ますか？町長、どう思います？

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 業者がどういうふうなことを申し上げたとか、そういったことを私も直接聞いたわけではないので、ここでお答えをすることは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あのね、この業者の人がこのドアを、サウナのドアのことなんです、サウナのドアが下まで見えづらいと。下のほうがくすんでるんだと。それは課長は安全性のためにつけたものと言うんで、私は久米設計に電話をしました。久米設計で言われたことは、「断熱ガラスではありません。耐火ガラスでもありません。断熱の網入りのガラスです。設計の美的感覚、ガラスを入れたのは芸術的感覚で、そのときの設計者の主観、自分の思いでつくったもので、安全性でつけたわけではありません」という回答をもらったんです。

ところが、うちの課長は、「このガラスは安全性なので、ガラスじゃないとだめなんだ」と。「このガラスは下で、サウナで倒れた人が見られないじゃないか」と、こう言うんです。誰に聞いても、「半分でも中は見通せるし、下までであると大事なところがおもてで見られなくて必要ねえんじゃないの」と言う人もいます。いますよ、これは女性じゃないからいいんですが、それでも下まで見えないと安全性に支障があるんだって言って、安全性で倒れた人は私たちが担いで行くんですよ。私はこれで2回も人命救助したつもりでいんですが、誰もいませんよ、職員は。頭をぶっかいて救急車で呼ばれたり、倒れてタオルかけてやったりって、みんなお互いに入ってるからやるんですよ。安全性が下までガラスじゃなきゃなんないって根拠、もう1回、課長、教えてください。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 すいません、ただいまの質問は、サウナのドアがガラスになってるという

ことが必要かどうかということによろしいのでしょうか？

○9番【勝山修輔君】　そうです。

○健康課長【梅沢正春君】　はい。先ほど議員もご質問の中で何回かお話しになっておりましたが、サウナ、中で人が倒れた場合に外から目視できない、見えない、視認性が悪いということになりますと、救助がおくれたりする可能性があります。人命にかかわることですので、少しでも中がよく見えるように、ガラスが広い面をとってあるドアにしてる状況でございます。

　　以上です。

○議長【田村　稔君】　勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】　あの、助けているのは中へ入ってる人たちなんですよ、ね。職員でもなければ課長でもないわけですよ。誰だって倒れてれば助けますよ、人間ですから。それがあなたの言うガラスが下までにあるために、あのドアが80万も90万もするんですよ。それをとりかえなさいといって、税金ですよ、これは。

　　で、私は聞きました、環境整備さんに。「このドアは掃除しましたか」と。「そういう仕様書がないので、乾拭きはするけど薬品は使わない」と、こういうこと。それを言うと課長は、「研磨する材料が入ってるから、クレンザーや何かだと。ガラスが傷つくと余計なるから」、やるからね、「だからこういう結果になるんだ」と言うけど、やらないでいて10年たって真っ黒になると、仕様書にないからってやるようにしたことは何か違いがありますか？　それで、ドア1つが120万も最初あるんですよ。120万ですよ。2つつけると240万ですよ。ドアですよ。今何でドアが発注になってないかという、取っ手が17万もするんだそうです。特注だそうです。それを発注すると1カ月半か2カ月かかるっていう。なぜその、ガラスのことはともかく、ドアが開け閉めができないだけなんだから、そのものを使ったっていいんじゃないですか。あなたはなぜ新品にしなきゃいけないっていう、どなたかとそんなくでもあんですか。古いものを使ったって10年使えるんだつってんですよ、片っ方は。なぜそれを新品にするんだと言ってるんですか。

　　この1週間も休みのときに、ドアだけつかないんです。ドアが途中で、閉まらないから、みんなしてこうやって、ドッカンドッカンってやらないとサウナが閉まらないんですよ。これ、あと1カ月半やれば済むんですか？　税金なんですから、再利用できるものは再利用しようっていうふうなこと考えてるっていいませんか？　町長、どうなんですか？

○議長【田村　稔君】　町長。

○町長【星野光利君】　そういう細かい見積書、仕様書を私も見てるわけではないので、ちょっとここではご答弁は差し控えさせていただきます。

○議長【田村　稔君】　健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】　はい。ただいまの議員のご質問の中で、ドアの工事、修繕工事に2カ所で200万かかると、200万以上かかるというお話でございましたが、その数字につきましては当方では全く把握していない、根拠のない数字かと思われますので、訂正のほうをお願いしたいと思います。

○議長【田村　稔君】　取っ手のほうは？　取っ手の再利用だか何かって質問。

　　健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい。取っ手、ガラスの再利用につきましては、私ども、当然現地のほうは確認しております。その中で、取っ手につきましては、もう議員もご承知だと思うんですが、取っ手の下のほうの部分が腐食しております。このままではこの後またさらに何年ももつというような状況ではありませんので、またガラスにつきましても、先ほど申しましたように視認性が悪くなっております。今回のドア全体の修繕に合わせて、ガラス、取っ手、一緒に工事いたしまして、後々の手戻り工事を避けたいということで、今回一緒に実施する予定でおります。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。44秒でまとめてください。

○9番【勝山修輔君】 1回目は、環境整備は214万3,800円、ね？ 岩村建設は150万、鈴木屋木材は129万3,408円。これ、何で根拠が知らないって、あんたのところから情報公開でもらった見積書でこれ、載ってるんですよ。そしたら、これを2つつけるとすれば倍なんじゃないですか？ 取っ手が腐食してるなんてことは誰も言ってませんよ。あなたはいきいきプラザに行ってみたことがあるんですか？ それとも課長、入ったことあるんですか？

何でこんなことを私が言うかっていうと、危ないからなんですよ。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、時間です。自席をお願いします。

○9番【勝山修輔君】 これでまた、また次回やりますので結構です。

○議長【田村 稔君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりました。一般質問につきまして、これをもって終わります。

○議長【田村 稔君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日7日は休会とし、8日は午前9時から常任委員会審査を行います。お疲れさまでございました。

午前11時43分 散会